

古墳壁画の保存活用に係る調査研究について

平成22年4月1日

文化庁長官決定

一部改正 平成24年7月2日

1. 目 的

高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画の適切な保存活用を行うために必要な事項等を調査研究する。

2. 調査研究事項

- (1) 高松塚古墳壁画の保存活用に関する事項
- (2) キトラ古墳壁画の保存活用に関する事項
- (3) その他古墳壁画に関する事項

3. 実施方法

- (1) 2. の調査研究を行うため、有識者で構成する「古墳壁画の保存活用に関する検討会」（以下「検討会」という。）を置く。
- (2) 装飾古墳の保存活用方策について専門的に調査研究するため、検討会に装飾古墳ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。
- (3) 検討会及びワーキンググループの委員は、2. に関する学識経験者等のうちから、文化庁長官が委嘱する。
- (4) ワーキンググループは、検討会の委員のほか専門委員をもって構成する。
- (5) 検討会及びワーキンググループは、互選により座長を選出する。座長に事故があるときは、あらかじめその指名する副座長が、その職務を代理する。
- (6) 検討会及びワーキンググループには、必要に応じて委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

4. 庶 務

この調査研究に関する庶務は、文化財部美術学芸課古墳壁画室が行う。